

広島市条例第45号

令和7年9月25日

広島市保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市保育園条例の一部を改正する条例

広島市保育園条例（昭和23年10月4日広島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者」の右に「（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）」を、「保育園」の右に「（以下「園」という。）」を加える。

第2条の見出しを「（名称及び位置）」に改め、同条中「保育園の位置及び名称」を「園の名称及び位置」に、「通り」を「とおり」に改める。

第3条中「本園」を「園」に改める。

第4条中「本園」を「園」に改め、同条第1号ただし書中「市長が定める保育園」を「規則で定める園」に、「別に定める」を「規則で定める開園時間とする」に改め、同条第2号ただし書中「市長が定める保育園」を「規則で定める園」に、「別に定める」を「規則で定める休園日とする」に改める。

第5条中「保護者は、その」を削り、「本園」を「園」に、「とき」を

「保護者」に改める。

第6条中「本園」を「園」に改め、「別に」及び「これを」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(入園の承諾の取消し)

第6条の2 市長は、園の管理上必要があると認めるときは、第5条の承諾を取り消すことができる。

第7条中「本園」を「園」に改める。

第10条中「保護者は、その」を削り、「とき」を「保護者」に改める。

別表高南保育園の項、可部東保育園の項及び八幡東保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。